

出張所・まちづくりセンター

篠路 (篠路出張所)	☎771-2231	(篠路4-7)
鉄西	☎726-5285	(北10西4)
幌北	☎726-6345	(北17西5)
北	☎726-4385	(北29西7)
新川	☎762-2604	(新川1-4)
新琴似	☎761-4205	(新琴似7-4)
新琴似西	☎762-8767	(新琴似7-14)
屯田	☎772-1260	(屯田5-6)
麻生	☎757-5810	(北39西5)
太平百合が原	☎771-9180	(太平8-7)
拓北・あいの里	☎778-2355	(あいの里1-6)

北区関係公的機関

北保健センター	☎757-1181	(北25西6)
北区土木センター	☎771-4211	(太平12-2)
北部市税事務所	☎207-3912	(中央区北4西5) アスティ45 9階
北清掃事務所	☎772-5353	(屯田町990-3)
北消防署	☎737-2100	(北24西8)
水道局北料金センター	☎762-7200	(新琴似6-2)
北部配水管理事務所	☎762-7300	(新琴似6-2)
北区社会福祉協議会	☎757-2482	(北24西6) 北区役所1階

情報プラザ

3/11(金)▶4/10(日)

北区役所 ☎757-2400 (北24西6)

コミュニティ施設

北区民センター	☎757-3511	(北25西6)
篠路コミュニティセンター	☎771-3700	(篠路3-8)
新琴似・新川地区センター	☎765-5910	(新琴似2-8)
屯田地区センター	☎772-1811	(屯田5-6)
太平百合が原地区センター	☎770-6531	(太平12-2)
拓北・あいの里地区センター	☎778-8000	(あいの里1-6)

その他施設

北区体育館	☎763-1522	(新琴似8-2)
新琴似図書館	☎764-1901	(新琴似7-4)
北老人福祉センター	☎757-1000	(北39西5) 麻生総合センター内

区役所からのお知らせ

北保健センターから

子育て情報

国民健康保険情報

土木センターから

税の情報

北消防署から

社会福祉協議会から

その他のお知らせ

区内各施設の講座など

市民相談 《無料》

市政に関することや日常生活の困り事などについて、専門の相談員が電話または面談にてアドバイスをします。(法律相談は面談のみ) ※祝日を除く



- 市政相談 月曜～金曜  
午前8時45分～午後5時15分
- 法律相談 第1・3火曜の午後※当日の午前9時から電話予約☎757-2405が必要です【先着8人】
- その他の相談

月	火(第2・4)	水	木	金
※ 交通事故相談 交通事故の示談、保険金請求など 午前9時30分～午後0時15分、午後1時～4時	家庭生活相談 家庭生活、近隣関係、悩み事など 午前10時～正午、午後1時～4時	行政相談 国や関係機関などの仕事に関する相談 午後1時～4時	家庭生活相談 家庭生活、近隣関係、悩み事など 午前10時～正午、午後1時～4時	
交通事故相談員	家庭生活カウンセラー	行政相談委員	家庭生活カウンセラー	

※平成23年4月11日から、毎月第2・4月曜日(午後1時～4時)に司法書士相談を開始します。不動産売買、相続、登記などについて、司法書士にご相談できます。(面談のみ)

■詳細 総務企画課広聴係☎北区役所内線224

建設局河川管理課から

川への雪捨てや川に近づくことはやめましょう

川に雪を捨てると水の流が悪くなり、川があふれる原因になります。川に雪を捨てないようにしましょう。また、川の周辺の雪や氷は崩れやすく危険ですので、川に近づかないでください。

■詳細 建設局河川管理課☎818-3415



区役所からのお知らせ

住所変更などの届け出窓口臨時延長

3月28日(月)～4月1日(金)、4日(月) 午後5時15分～7時

窓口の混雑緩和のため、住所変更などの区役所の受付時間を延長します。本誌32ページも併せてご覧ください

●対象業務 転入届、転出届、住民票・印鑑証明などの証明書発行、印鑑登録、戸籍届、外国人登録申請など

■詳細 ☎市コールセンター(本誌1ページ)

公共交通機関のご利用を

例年3月下旬～4月上旬は、北区役所への来庁者が集中し、駐車場が混雑しますので公共交通機関のご利用をお願いします。

■詳細 総務企画課庶務係☎北区役所内線209



国民健康保険情報

国民健康保険料 夜間・休日納付相談

北区役所1階①窓口(北玄関(休日夜間通用口))をご利用ください

夜間	3月28日(月)～31日(木)	午後5時15分～7時30分
休日	3月27日(日)	午前10時～午後3時

●必要書類 国民健康保険料納付通知書、印鑑、現在の収入が分かるもの(給与明細など)、納付が困難なことを証明するもの(返済の予定表・請求書など)

■詳細 保険年金課収納一・二係☎北区役所内線404